

平成29年度第5回箱根町行財政改革有識者会議報告書

日 時：平成30年2月2日（金曜日）10：00～12：05

場 所：箱根町役場分庁舎4階 第5会議室

出席者：【箱根町行財政改革有識者会議】

田中 啓座長、池島祥文委員、伊集守直委員、

嶋矢 剛委員、高井 正委員、田代恭子委員

【箱根町】

吉田功企画観光部長、對木総務部長、

村山企画課長、吉田朋正財務課長、

伊藤企画課副課長、関田財務課副課長、

辻満企画課特定政策係長、海野

【会議概要】

1 開 会

企画課長

それでは、平成29年度第5回箱根町行財政改革有識者会議を開会します。

資料は、会議次第、委員名簿、「資料1 箱根町行財政改革アクションプラン原案の通常 ver」、「資料2 同じく原案の修正箇所明示 ver」、「資料3 第4回有識者会議における発言内容に対する回答について」、「資料4 町民税の超過課税の検討結果」、「資料5 法定税以外の財源確保策の導入状況と今後の検討の方向性について」、「資料6 次期財源確保策の検討の進め方について」を事前に送付しておりますが、不足等ございませんでしょうか。

早速ですが、田中座長から開会のご挨拶をいただき、引き続き議事の進行についてもお願いします。

2 座長あいさつ

田中座長

皆さんおはようございます。お忙しい中、また寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日メインの議題がアクションプラン中間見直しの原案についての議論となります。大変重要な案件であり、今回のアクションプラン

策定において、本日が1番、議論いただける回とと思っていますので、様々な意見をお願いしたいと思います。

議論の時間を可能な限り多く取りたいので、私のあいさつはこのくらいに留めたいと思います。それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は3つありますが、まず、(1)行財政改革アクションプランの中間見直し原案について、事務局から説明をお願いします。

3 議 題

(1) 行財政改革アクションプラン原案について

事務局から、「資料2行財政改革アクションプランの原案」をもとに、前回の事務局案からの追加・修正事項を説明した。

その後、資料3をもとに、前回の事務局案に対する指摘事項に対する補足説明を行った。

田中座長

ありがとうございました。

まず、事務局案では、議題(1)は11時30分までの予定としていますが、議題(2)の次期財源確保策のあり方については、資料説明と内容確認が主な内容だと思います。

議題(1)の方がより重要だと思いますので、11時30分を回っても、この議題を優先したいと思います。

事務局の説明では、この後、直ぐにパブリック・コメントを予定していますので、本日、できる限り内容についてご意見などをいただきたいと思います。

進め方は、資料2を中心にご意見をいただきたいと思いますが、内容が多岐にわたっていますので、少し区切りたいと思います。

最初から32ページまでの個別推進項目に入る前までの部分と75ページ以降のこれまでのアクションプランの検証結果部分の議論を先に行い、その後、個別推進項目について意見をいただく形にしたいと思います。

主に前半部と最後の部分について、質問等がありましたらお願いいたします。

伊集委員

1ページ目の「はじめに」の部分で、冒頭、『本町における行財政改革は「最小の経費で最大の効果を上げる」という地

方自治運営の基本原則のもと』とありますが、この基本原則の出典、もしくは箱根町でこの基本原則の表現を使ってきた経緯があるのでしょうか。

事務局

「はじめに」の冒頭部分については、現行プランの内容に後段部分を新たに加えた形で作成しており、昔から本町ではこのような表現を用いていると思います。

伊集委員

従来の記述を踏襲したということで、それも良いかと思いますが、冒頭の重要な部分ですので、違う表現でもよいのではないかと思います。

地方自治運営の基本原則というと、まず、住民自らがまちづくりを行ういわゆる住民自治や団体自治があります。その達成のためには効率性が求められ、その中の一つとして一定の経費で最大の効果あるいは同じ効果をより少ない経費で行うという効率性の議論という関係性だと思いますので、これが地方自治運営の基本原則ということ違和感があります。

田中座長

ありがとうございます。

伊集委員からは以前にも、町民満足度の文言の扱いについても意見を頂きましたが、今の指摘部分も含めて、これらは恐らく行政文書的美辞麗句の類だと思いますので、省いた方がよいのではないかと思います。

これまで町で大事にしてきた表現であれば使うべきだと思いますが、実質的な内容や事実認識を徹底する形で記載した方がよいと私は思いますが、いかがでしょうか。

伊集委員もそのようなスタンスのことを以前から発言されていたと思いますが、必要なことは述べるべきですが、無くても良いような美辞麗句は割愛し、むしろ今回は、言葉上の見せ方ではなくて、実を取っていくというようなアクションプランのスタンスであって欲しいと思います。

そのような形で修正をお願いします。

高井委員

はじめにの2行目最初の「地方自治運営の」を削除してしまい、「最小の経費で最大の効果を挙げる」という基本原則や基本理念、基本的考えのもととすれば、シンプルで誤解のない表現になるのではないのでしょうか。

田中座長

最大の効果を挙げるとありますが、効果を測るための評価をしっかりと行っておらず測れないと思いますので、これは美辞麗句だと思いますので、使わないでください。

経費を削減したかは測れても、経費からは見えない効果を測っているのかといえ、私は、町から聞いた事がないので、その辺り、今回、しっかりと区別して欲しいと思います。

私の方から、3ページの追加部分ですが、下に図があり人口減少が様々な影響をもたらすということで、左側に生産年齢人口の減少による経済成長のマイナス化とそれ自体は間違いではありませんが、経済成長のマイナス化は需要面での減少によっても起こるので、この説明だとやや不十分だと思います。

働き手が減ることに加え消費が減ることも経済成長のマイナスに関わって来ますので、そのあたりを正確に書いていただきたいと思います。

嶋矢委員

資料3の1ページ目の前回の補足資料で私が発言した部分の回答の意味を確認したいのですが、第1段落の2行目「中長期財源見通しにおける徴収率をベースとして」とあるのですが、ちょっと不勉強で恐縮ですけれども、この中長期財源見通しにおける徴収率とは、どのようなもののでしょうか。

事務局

中長期財政見通しの策定時に設定した徴収率がございまして、それは過去5年間の実績をベースとしたものですが、そこからアクションプランの中で徴収対策により徴収率を上げられるのかの検討を行いアクションプランの目標を設定しています。

その率の差と各年度の調定額をもとに効果額を算出し、四捨五入して数字を丸めているものです。財政見通しで設定した徴収率と、目標とする徴収率の差が効果額にあらわれていると理解をいただければと思います。

嶋矢委員

ありがとうございます。

様々な率の設定はあると思いますが、外部に対してはそのような示し方で良いかもしれませんが、実務上、私が見聞きする債権回収ですと、未収債権を収納の効率性を考えてグルーピングし徴収し易い債権から回収していくため、効果は遜

減するイメージがあります。

前回質問した背景もその辺りにあり、率はなだらかに下がって行くのではないか思いましたが、出てきた年度別効果額は均等に近い形なので、私には違和感があります。

本日、徴税部門の方がいないので、今後は、そのような考え方を考慮していただければと思っております。

田中座長

今の発言に関連しますが、町税に限らず徴収率向上の項目が幾つかありますが、私も、その効果額の算定方法は気になる点がありますので、後半の個別推進項目部分で再度、確認したいと思います。

高井委員

私は県税事務所で滞納整理を行っていた経験がありますが、嶋矢委員の発言について、民間の不良債権回収の場合は効果が減少していくのは分かります。

決定的に異なる部分は、通常、民間では返済が滞れば同じ相手にさらに貸すことはあり得ないと思いますが、行政の場合、自動車税等をイメージすれば分かり易いかと思いますが、滞納しても翌年になるとまた新たな課税が発生し、結局、毎年同じことの繰り返しになります。

滞納者に対しても新たに債権が発生するため、普通の民間の場合は嶋矢委員の発言のとおりですが、租税債権の場合は、滞納していても毎年債権が発生してしまうという決定的な違いがあることを感じましたので、補足させていただきます。

嶋矢委員

今の発言は納得できますが、議論が不良債権のストックの部分ではなく回収の部分、フローの議論であると思いますので、論点が異なるかなと思います。

田中座長

二人の発言はどちらも正しく、行政に対する債務で毎年度発生する性質のものは、滞納すると雪だるま式に増えていくという一方で、返しやすい人から返すので、返しにくい人が残って来る面もあります。

両面あって、それがどういうバランスかは、かなり難しい分析になると思います。その辺りも気になっていて、徴収率の部分は、後ほど議論したいと思います。

伊集委員

32 ページですが、下の表の今後の財源不足額の見通しとし

て、「①中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額」と「②行財政改革アクションプランの収支改善効果額」を合算して財源不足額を出していますが、①と②についてどこの数字を使っているか探し難いので注釈をつけた方がよいと思います。

具体的には、①は、11 ページの中長期財政見通しの歳入歳出差引額であり、②は、28 ページの（1）年度別効果目標額のうち収支改善効果額の歳入と歳出の合計したものであることを明記すれば、読み手には親切かと思います。

また、28 ページの（1）で歳入歳出の収支改善効果額の合算欄を追加し、31 年度であれば 1 億 7,500 万円というのが一目で分かるようにすれば、さらに読み手に伝わりやすいと思います。

この 28 ページの年度別効果目標額は、それに加えて「その他効果額」が毎年度 5,000 万円ありますが、この取組内容は何でしたか。

事務局

30 ページ下段に記載がありますが、その他効果額は直接毎年度の収支改善効果はないものを区分しており、財政調整基金の残高確保で 5,000 万円積み増すものです。

田中座長

私もこの部分でお願いと確認があります。

まず 28 ページの（2）収支改善効果額一覧ですが、推進項目にナンバリングしてください。ここに挙がっているのは取組項目全てではないので、ナンバリングがあると効果額がある項目のみ記載していることが分かるのでお願いします。

中長期財政見通しでは、例えば制度変更により収支構造が変わり改善する項目もあるでしょうし、今後の努力により改善して効果が上がるのもあると思います。後者は、実現されるか不確定ですが、今回のアクションプランの効果額に参入しても良いのではないのでしょうか。

32 ページの財源不足額を計算する際は、現状のままで良いと思いますが、収支改善効果額で現状見込めるものは、全て含めて良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

事務局

推進項目のNo.ですが、推進項目一覧と同様に、1 番右の欄に番号を記載していますが、ご指摘のとおりわかり難いので表記については全体を通して工夫します。

効果額は、全推進項目について効果額を明記できるか、さ

らにそれを中期財政見通しで見込んでいないか確認したところ、前回の事務局案時点から6項目増えたものです。

効果目標額の回答にあたっては、可能な限り具体的に金額を記載してもらおう形で調査依頼をしていますので、本日、具体的な項目について指摘があり、精査が必要でしたら、主管課に確認し反映するという形を取りたいと思います。

田中座長

確認ですが、中期財政見通しは自然体で今後見込まれるものを推計したということによかったでしょうか。これから取り組んで出る効果額を中期財政見通しに入れるべきではないと思いますが、それは入っていないということによろしいですか。はい。それであれば結構です。

伊集委員

先ほどの点に関連して、28ページのその他効果額が財調積み立ての部分ですが、これだけだとよく分からないので、どこかに補足、例えば、注釈をつけて6ページの財調の記述と結びつける必要があるかと思います。

また、28ページからの効果額が6年間の合計を表していることが示されていない、また、効果目標額の合計が約12億9千万円であり(2)収支改善効果額の合計約9億9千万円とリンクしていないため、この点からも財調の説明がないと分かり難いと思います。

田中座長

伊集先生が分からないとなると、大半の方が分からないと思いますので、その前提でそれぞれの表に説明文を付けてください。

私も、この部分を解説するのに結構時間がかかりましたので、注釈で済ませるのではなく、説明を読んだらどのような計算で数字が示されているかが分かるように、ページ数が増えても仕方ないと思いますので修正をお願いします。

伊集委員

改めて読むとデータは全て揃っているのですが、読み手に不親切かと感じました。

事務局

(1)年度別目標額で全体を示し、(2)収支改善効果額は、と30ページの(3)その他取組みによる効果額で内訳を示すという構成にしていますが、ご指摘のとおり分かり難いので、説明文の追加と金額を一目で整合が取れるような形に修正し

たいと思います。

田中座長

効果目標額ですが、それほど大きな効果が見込めないことを考えると、町の予算規模が縮小していく方向と考えて良いですか。

もちろん国県補助金等があるかと思いますが、それを除いた場合は、予算規模は、毎年度、縮小していくようなイメージでよろしいですか。歳出削減した一方で他の事業に充当した結果、歳出総額が変わらなければ財源不足が拡大するので収支改善の効果が無くなると思いますが、その辺りは、どのような想定ですか。

企画課副課長

資料2の9ページをお願いします。

歳入の見通しについては、町税はグラフの青色部分ですが、若干ずつですが減少する見通しですので、予算を自主財源で賄える額は減少して行きます。

一方、歳出の見通しについては、10ページの水色部分の投資的経費が大幅に増加する傾向であり、それは平成40年以降も続くと考えていますので、これらを踏まえる、予算規模自体が縮小するかどうかという点では、必ずしもそうではないと言えるかと思っています。

田中座長

収支改善が図られるが、それ以外の増要素があり、トータルでは若干増える可能性もあるということですね。重要なことは、削減部分を予定していない他の事業等に充てないということ、結局、現行の予算編成では全体として均衡が取れば通ってしまうので、例えば中長期財政見通しで見込んだ事業以外の新規事業や既存事業の拡充についてはかなり厳しく、原則、実施しないくらいで取り組まないという意味がなくなってしまうと思います。

そのような想定で中長期財政見通しも作られていると考えてよろしいですか。現状、厳格に事業のスクラップアンドビルドを行っていますか。

企画課長

スクラップアンドビルドというよりは、超過課税に至るまでの間、削減可能な部分は継続して削減し、見直せる部分は見直してきた経緯がありますので、田中座長が言われた新規事業は全くないとは言い切れませんが、財政運営に大きく影

響を与える事業規模のものはないと思います。

田中座長

いずれにしても、今後は総合計画で予定する事業は着実に
行っていき、それ以外は厳格に査定を行いスクラップアンド
ビルドしていくとか、そのような視点での推進項目が重点項
目⑥の事務事業の見直しに、ほとんど入っていないように感
じます。今後、このような財源の議論が必要となる事態は常
に起こりうるので、そのような視点も必要かと思います。

企画課長

今後、予算編成での事業費の査定や総合計画の実施計画の
中で、当然必要となる視点かと思います。

財務課副課長

中長期財政見通しの策定にあたっては、各課等に依頼する
中で、総合計画に基づく事業はもとより、推計期間である 10
年間で、現状の計画では明確になっていないが何らかの支出
を伴うものや、町として行う必要があることを可能な限り見
込んでいます。

新規事業は厳格な査定をとという発言がありましたが、中長
期財政見通しで見込んでいる事業についても、毎年度、必要
性等を踏まえて査定を行っていくことになると思います。

伊集委員

先ほどの 28 ページの効果額の話ですが、分かり難い理由を
考えていました。効果目標額があり、それが収支改善効果額
とその他効果額に分かれています。大元となる効果額が何
の効果なのか不明確なので、分かり難いのではないかと思
います。

何か良い表現はないかと思い、例えば、大元の効果額を財
政健全化効果として、それが単年度の収支改善効果とその他
効果に分かれる。これらを合わせると全体としての財政健全
化の効果が得られるという形の方がすっきりするのではない
かと思います。

田中座長

効果の中には、ある年の効果が後年度も継続する人件費の
ようなものと、単年度だけ効果があり、後年度には影響を及
ぼさないタイプの項目もあると思います。

それは区別して計算されていますが、一般の方には分かり
難いですし、私は、効果目標額の目標という表現が少し気
にかかっていました。

この数字を目標にするというのではなく、これを実行すればこの程度の効果が出るはずだという意味で効果想定額や効果予定額に近いような数字だと思いましたが、伊集委員の財政健全化効果という表現の方が分かり易いと思います。

私から何点かありますが、20 ページからの「2 重点項目と取組みの方向性」ですが、主な推進項目が挙がっていますが本当にここに挙げている 2 項目ずつが主な項目と言えるのでしょうか。

何となく「主な」と書かれていて、主な項目には当たらないのではないかと感じてしまいます。そうであれば、あえて挙げない方が良いでしょう。あるいは例示に留める形とするか、すぐあとに推進項目一覧があるので、記載しなくても良いのではないかと思います。

それと重点項目という名称を使っていますが、言葉としては、許容範囲ではないかと思いますが、重点ではない項目はないということでしょうか。

また、16 ページ、17 ページの第 3 章の中で、これまで方針の中には挙がっていませんでしたが、見直し後のアクションプランでは行財政改革というのは、削減だけではなく行政の質の改善やサービス向上も含むということも一つの理念という方針だと思いますので、それをどこかに書き込んだ方がよいと思います。

まさに、そのような項目が後段で挙がっている訳ですから、通常、あまりコスト増になるようなことは行財政改革のプランには入ってきませんが、入っているということがむしろ特徴なので、その部分はこの辺りで明確に記載しておいた方が良いでしょうのかと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

事務局

16 ページの基本方針 2 の質の改革という中の文章の中に、そのような考え方は自体は記載しています。

田中座長

それを記載するのはあたり前ですが、今回のアクションプランの行財政改革では、特徴として質の向上の考え方も含んでいることをどこかで定義して欲しいという意味です。

したがって基本方針で記述するのではなく、どこか説明文で本町では行財政改革をコストの削減だけではなく、行政サービスの改善につながる取り組みも含むものと考えています。というような一文を入れて頂きたいと思います。

そろそろ前半部分はよろしいでしょうか。

また何か思い出されましたら、戻って頂いても構いませんので、それでは、後半の 33 ページからの個別推進項目について、順不同で結構ですので、お気づきのことがありましたら、ご指摘いただければと思います。

伊集委員

44 ページ「No.16 ふるさと納税の促進」について、「現状と課題」では、多額の寄付をいただいているが財源として依存することは非常に危険であるとする一方で、「取組内容」では、謝礼品の拡充に努め寄付をより受け入れるようにしていくとしており、文章を読むと整合が取れていないように感じます。謝礼品を充実させるという方針を取るのであれば、「取組内容」に合う「現状と課題」に書き換えた方が良くと思います。

財務課長

「取組内容」については赤字で示したとおり今回修正しており、修正前は制度上のことを考えれば過度に期待すべきではないというスタンスで項目案を作成していましたが、ふるさと納税を活用しないと財政運営が困難な部分があり、有効に活用するという内容で書き換えた経緯があります。

ご指摘のとおり整合性が取れていませんので、表現を修正したいと思います。

田中座長

ふるさと納税は色々批判も多くある中で、今後も継続する確信があるのでしょうか。

制度変更の可能性がある中で財政見通しに 1 億 4 千万円見込んでおり、さらに平成 31 年度からは一旦財調に積み立てた部分から 1 億円を充当するとなっていますが、私はもう少し固く行くべきではないかと思います。

先ほどの話では、財政見通しの歳出は現時点で想定できる内容を含んでいると説明がありましたが、それを踏まえると歳入は厳しく見ておく必要があるのではないかと思います。

高井委員

学問的な観点では、ふるさと納税は、最悪の制度だと思えます。行ってはいけないことだと思えますし、町の方もその辺は理解されていると思います。

制度自体は、自民党の政治家のアイデアをもとに制度化されたものですので、今の安倍政権が続く限りは継続するのではないかと思います。

田中教授

今回のアクションプランの期間中であれば見込めるということかもしれませんが、他にいかがでしょうか。

池島准教授

49 ページ「No.26 公民館図書室（移動図書館を含む）の蔵書充実」について資料3の補足説明でもありましたが、前回の池島による発言は、「県内自治体でも図書館を中心にしたまちづくりを行う自治体が増えていきますので、図書館機能そのものを向上させるような取組みも含めてはどうか」という趣旨でした。

蔵書の拡充も重要ですが、回答がその部分のみになっていますので、それ以外の取組みについて検討してはどうかと思います。

企画課長

来年度予算の査定の中でもそのような議論があり、ご指摘の内容は分かりますが、現状は蔵書を充実させるということで整理しています。ご指摘の内容は、持ち帰って主管課に伝えて整理させていただければと思います。

田中座長

先ほど嶋矢委員から指摘があった 42 ページの徴収率の部分ですが、関連して町営住宅使用料や国保保険料、奨学金の督促が徴収の向上という項目で、ある意味共通しています。

先ほどの議論に戻りますと、効果額を見る時に何をベースにするかという話であり、嶋矢委員の意見を踏まえると、効果は逡減するのではないかと思います。

嶋矢委員

座長から挙げていただいた 42 ページの上段の項目ですが、直感的に、毎年、これほど回収できるのでしょうか。滞納分のうち回収できる金額が、2,300 万円、3,000 万円が良いのでしょうか。かなり高水準ではないかと思いますが、過去、滞納債権をこれほど回収しているのでしょうか。

事務局

この目標設定自体は、現年分と過年度含めた全体の徴収率の向上という項目になりますので、あくまでも過年度分だけではありません。

現状と課題で記載していますが、平成 23 年度は 88.5%であったものが、現年分の徴収を強化し過年度分に回さない取組みとあわせて過年度分の徴収強化も行うことで、現状、徴

収率としては90%台に上がってきています。

ただし、町村全体の平均は94.5%程度でしたので、まだ若干低く、その辺りまでは徴収率を上げて行きたいということ踏まえて目標設定しており、滞納分だけを対象としているわけではないことをご理解いただければと思います。

嶋矢委員

ありがとうございました。

田中座長

1点確認ですが、この徴収率は、例えば、過年度分も納めた場合は、数値はどこに反映されますか、当該年度の徴収率が上がるということで良いでしょうか。

事務局

それぞれ収入した年度の徴収率があがります。

例えば、平成30年度に3,000万円の過年度滞納繰越分があるとして、そのうち1,000万円を徴収できれば30年度の収入として調定するので、30年度の徴収率が上がることとなります。

この推進項目は、現行プランでもそうですが、現年度分と滞納分を足した全体の徴収率で目標設定していますので、同様の考え方で整理しています。

田中座長

徴収率が上がっていくということは、滞納していた方がある年度で支払い始めてその後も支払い続けたとしても、さらに他の人が払うようにならないと、上がっていかないわけですね。

事務局

特に固定資産税などでは任意売却や任意競売により、今まで滞納して税金を納めていただけない方から新しい所有者に代わることで納税義務者もかわり、その後は納税していただいているという効果により徴収率が上がっていると聞いていますので、その辺も含めて今回は目標設定をしています。

池島准教授

2点ほど質問をしたいのですが、資料2の64ページNo.54とNo.55に係わる場所です。

No.54が協働のまちづくりの項目で交通結節点の整備においてPPPの手法を用いるということですが、ここで想定されているPPPというのは、民間から支出をしてもらい町の負担を減らすようなトーンで書かれていると思います。このPPPの

手法を用いながら、歳入を得る方法がないか、この項目の具体的な内容を聞いた上で考えたいです。

同様に、No.55についてもDMOの組織化をサポートするのがHOT21観光プランだと思いますが、このプランを策定するために色々な支出があることが収支改善効果のマイナスの金額に表れていると思います。

この成果から得られるプラスの効果は、全部、民間の観光事業者に流れてしまうのでしょうか。町として支出はしますけれども、それが町の収入として返ってくることはあり得ない想定なのかが気になりました。町ではどのように考えているのでしょうか。

企画課長

最初の協働のまちづくりの部分ですが、これは、現状としては手法を検討するための委託料のみを見込んでいます。これを元にどのように具体化していくか、現状では見えないので、あくまでも委託料の支出のみを見込んでいます。

2点目ですが、正にご指摘のとおりで、現状は、町の支出のみであり、最終的には町の歳入にプラスを産み出す要素があると思いますが、現時点では、そこまで見込めないという形で整理しています。

池島准教授

歳入を見込めるように取り組んで行くことも可能ですか。

企画観光部長

4月から発足しますが、基本的には、地域の観光を運営していく組織ですので、DMO自体が稼ぐのかなと思ったらそうではなく、地域が稼いでいくという話ですので、先生が言われるようにそれが、入湯税なのか法人税なのか住民税なのかどこかに反映されてくると思いますが、現時点では見込めない状況だと思います。

田中座長

田代委員いかがですか。

田代委員

32ページに表がありますが、非常に難しい内容を簡単にまとめられていると思います。これに関連して、先ほど伊集委員が発言されていましたが、分かり難い表の部分です。

28ページ(1)の年度別効果目標額表からの一連の表は、表にある金額の捉え方や表現を含めて統一し、最初の表で数字の意味が理解できれば、その後の表もすんなり理解できる

のではないかと思います。

企画課長 もう一度、語句を含めて表現方法を工夫したいと思います。

田中座長 伊集先生からも指摘がありましたので、修正をお願いしたいと思います。

高井委員 先ほど、田中先生から 28 ページの効果目標額の目標とは何かという話がありましたが、なぜ「目標」と入れたのでしょうか。

例えば（１）では、収支改善効果額ですが、効果額とすれば、言葉として統一できると思います。目標が入ってしまうことで分かり難くなっていると思いますので、（１）の２行を足したものが、（２）ということであるならば効果額とすれば、もう少し分かり易いのではないかと思います。

田中座長 私から指摘がいくつかありますので、続けて言います。

34 ページ「No. 2 計画的な起債」は、実質公債比率 18%を上回らないことは当然でどの自治体でも取り組んでいることなので、この目標だけであれば推進項目とする必要がないと思います。これに加え、特段の何かを組み合わせるのであれば、項目として位置付ける意味があると思います。

35 ページ「No. 3 国民健康保険特別会計の経営健全化」は、県移管が決定していますが、移管後の状況はわからないため、現状は暫定的な内容という整理で修正し、移管後の運用が明らかになった時点で、書き直す形が良いと思います。

36 ページ「No. 4 介護給付費適正化」は、取組内容は良いと思いますが、短期的に人件費等でコスト増となる部分があるのであれば記載し、長期的な効果を期待するという整理が良いかと思います。

37 ページ「No. 5 公共下水道事業会計の経営健全化」は、ストックマネジメント計画は策定中ということですが、平成 32 年度からの毎年度 4 千万円の収支改善効果額の根拠を確認したいと思います。

38 ページ「No. 6 温泉特別会計事業経営戦略の策定と運営の見直し」は、温泉と水道を一括りに捉えている印象があるので、温泉事業の経営戦略に留まらず、温泉を観光資源として捉え、水道的な要素の経営戦略だけではなくより広い意味で

の戦略や計画を考えられないかと思えます。上下水道温泉課内に限ると狭いオペレーションになってしまいますが、それで良いか判断できないので、コメントだけとしておきます。

40 ページ「No. 8 使用料・手数料の見直し」は、基本方針で5年毎に一斉見直しを行うとしたため次回は平成33年度に行うということですが、今回は非常事態なので、1年でも前倒しできないでしょうか。計画期間の最終年度で改定しても、アクションプランの検証では効果が測れませんし、前倒しで行えば、その分財政健全化にも資すると思えます。同様の視点で、想定より早く実施できる項目があるか、全般的に見直しをお願いしたいと思えます。

41 ページ「No.10 財源確保策の検討」は、「現状と課題」の3段落目の後半で都市計画税や入湯税の検討の内容を記載していますが、読み手に先入観を与える可能性があるため、削除した方が良いかと思えます。

事務局

「No. 8 使用料・手数料の見直し」ですが、「No. 9 総合保健福祉センター使用料等の見直し」のように早急に必要なものは精査して個別に取り組むとし、定期的に一斉見直しを行うものとは区別して行うこととしています。

「No.10 財源確保策の検討」のご指摘の記述ですが、固定資産税の超過課税導入以降の経過を含めて「現状と課題」を記載しています。

田代委員

No. 9 のさくら館ですが、歳入歳出の収支改善効果の内容をお願いします。

事務局

現状、通常料金よりも定期券購入料がかなり割安になっていますので、定期券利用者の負担を上げる見直しを検討しています。

田代委員

さくら館の借地料や免震装置の保守等で、町財政にかなり負担となっているので、その部分の取組みを入れることはできないのでしょうか。

企画課長

現状、アクションプランの中では現実的に見直し可能な部分や数字として表せる部分を記載していますが、それ以外のことを行っていないわけでは決してなく、現時点で見通しが

難しいものは含めないという整理にしていることは、ご理解をいただければと思います。

事務局

田中座長からご指摘のあった「No. 5 公共下水道事業会計の経営健全化」の収支改善効果額の根拠ですが、現状、約 15 年間料金改定を行っていない中で、まずは第 1 段階として平成 32 年度から 5 % の料金改定を行うこととし、来年度からの公営企業化に合わせて原価計算や新たな方法で適正な負担水準を求めて、さらに料金改定を検討するという内容になります。

田中座長

規定路線の料金改定を反映したということですね。

先ほどの使用料・手数料の見直しですが、早急に見直しが必要なものは別途位置付けているということですが、一斉見直しを 5 年毎と決めたからそれで良いのではなく、1 年でも前倒しで実施することはアピールになると思いますし、効果も上がります。現状の使用料や手数料に全く問題がないという判断であれば 5 年毎の規定路線でも良いと思いますが、若干でも不均衡があるのであれば、少しでも前倒しで適正化を図るべきであると思います。

52 ページ「No. 31 観光案内所のあり方の見直し」については、かなり踏み込んだ内容で項目を挙げただけでも相当なことであるのは理解しましたが、「目標指標」の「見直しが可能であれば実施する」では腰が引けた印象があるので、単に平成 31 年度までに結論を出すという記述で良いと思います。

伊集委員

前半部分になりますが、19 ページの全体体系図で基本方針 4 「行政資源の有効活用に向けた職員の意識改革と実践」の下に重点項目⑬「協働のまちづくり」があることに違和感があります。実際に個別推進項目を見ると職員の意識改革の取組みではなく、項目全体をまとめる基本方針が職員の意識改革と実践というのは少し違うと思います。

例えば、行政資源の有効活用に向けた協働のまちづくりという基本方針があり、その下に重点項目 15 「行政組織の効率化」や 16 「自律型の人材育成」のような職員の意識改革の項目があるべきかと思います。63 ページからの個別推進項目を読んでいくと、中には職員の意識改革に馴染む項目もあるが違う項目もあり、広い意味で繋がっているという考え方もありますが、大きな括りである基本方針は職員の意識改革から

少し修正して、項目全体を包含するような表現にしてはどうかと思います。

また、72～73 ページの重点項目 16「自律型の人材育成」の項目は、状況は読み取れますが具体的に何に取り組むかが見えません。今後の取組みを検討しながら実施していく計画ならば、それで理解できますが、早い段階で効果を位置付けている項目、例えば「No.71 ワーク・ライフ・バランスの推進」は、ノー残業デーの継続実施、業務の見直しや簡素化の推進とありますが、具体的に何を実施するのかが分かりません。また、「No.72 組織の生産性向上」は意識改革を促して生産性向上に繋げるとしてはいますが、現状として事務量が増加する中で年次休暇取得の推進や時間外勤務を制限するとしており、具体的な取組みは今後検討しつつ実施する方法もあるかもしれませんが、計画としては直ぐに実施する構成になっていることから、ただ年次休暇取得を推進して時間外勤務を制限しても意味がないと思います。

田中座長

基本方針4の見出しと項目内容が一致していないと感じますので、「職員の意識改革と実践」から、提案のあった「協働のまちづくりの実践」のように修正を行うと良いと思います。項目内容に関する指摘については、いかがでしょうか。

企画課長

具体策や解決策は、明確に示すことが現状では難しいので、模索しながら取り組む形になるかと思いますので、それを踏まえた記述に修正したいと思います。

伊集委員

42 ページ「No.13 町営住宅使用料の徴収率の向上」について、「現状と課題」では低所得者や高齢者等が病気等を理由に滞納した場合に強引な催告や取り立てができない状況もあるとする一方で、「取組内容」では高額滞納者には強固な催告をすとしており、矛盾しているのではないかと感じます。

また、様々な取組みが考えられる中で、例えば、現在の入居者にとって町営住宅使用料の負担が大きく、徴収率だけを見れば、使用料を下げることで徴収率が上がる可能性もあります。代わりに別の負担が必要になりますが、入居者が困っている本質が何であるか考えた時に、行政として使用料が入らない問題はありませんが、本当は払いたいのだが厳しい状況のため払えない方々に対し、箱根町がその方々の生活をどう

見ていくのか、どう支えていくのかという議論に展開する必要があるかと思います。

これは今すぐ解決策を議論する話ではないですが、少なくとも現時点では、強制的な徴収は難しいとの現状認識がある一方で、それをさらに実施するというのは、先ほどと同様の意味で具体的な解決策の提示になっていないと思います。

田中座長

入居者の状況を踏まえると督促しても効果を上げることは難しいことから、具体的な方策は示せませんが、町営住宅の維持管理費を上げないような工夫も必要かと思います。

企画課長

伊集委員のご指摘をいただき、現状と課題を踏まえると強固な催告という表現は少し無理があると思います。

町営住宅の家賃については国の制度を基に決定しますので、決して高くはありません。個人的な考えとして、入居者の意識改革が必要かと感じる部分もありますが、表現については主管課と調整します。

高井委員

42 ページ「No.12 町税の徴収率の向上」について、目標指標とする徴収率 94.25%は全国町村平均に近いという説明がありましたが、そのような客観的事実を括弧書き等で入れることで目標に具体性が出て良いと思います。

個人的には町村の徴収率はかなり高いと考えており、例えば横浜市等の大都市ではもっと低いと思いますし、箱根町は都市部の町村ですから小田原市と比べても良いと思いますし、いずれにしても、目標数値は客観的な比較対象があることで分かるようにした方が良いと思います。

田中座長

他にはよろしいでしょうか。

時間的に次の議題に移らなければなりません、現状の原案では有識者会議で了承することは難しく、私もまだ伝えたいことがあり、皆さんもご意見があるかもしれません。

このため、事務局で一定期間意見を受け付けたうえで修正し、再度、皆さんに確認していただくというワンステップを入れたいと思います。

予定では、次回の会議時にはアクションプランはほぼ決定している段階であり、少なくともパブリック・コメントに出した後なので、今後は当面メール等で確認作業を行うことで

ご理解いただければと思います。

(2) 次期財源確保策のあり方について

事務局から、「資料4 町民税の超過課税の検討結果」及び「資料5 法定税以外の財源確保策の導入状況と今後の検討の方向性について」をもとに、町民税の超過課税の検討結果と、法定外税の今後の検討税目について説明した。

田中座長

ただいまの説明に対しまして、質問等ありますでしょうか。

伊集委員

資料の作成ありがとうございました。

今回、個人住民税と法人住民税について検討していただきましたが、例えば6ページの個人住民税のまとめ部分は、私は少し違うのではないかと思います。

その前提として、以前の「新財源確保有識者会議」の議論を踏まえると、箱根町の場合は固定資産税を基本として行くことが良いという考えがあります。

その上で、これを継続するのかどうかの議論を行う際に、他税目や他の歳入も考えた方が良いのではないかという意見があり、改めて検討するのであれば、町民税も含めた方が良いのではないかと前回発言させていただきました。

そういう前提があつての話であり、そのような意味では、私としては固定資産税が中心にあることは変わっていませんが、その他の税目を見た時に、まず、増収幅として2,000万円程度というのは、横浜市や豊岡市の事例を参考にしただけであり、他の税率もあり得るといえるのは当たり前の話ですが、まとめの最後に超過課税を実施した場合、比較的所得の低い層が多い箱根町で住民の負担になるので問題があるという部分は、超過課税をするのであれば負担が増すのは当たり前のので、それをどう考えるかという話だと思います。

町民会議の報告書にもありましたが、従前の行政に任せきりというのではなく、我々町民自身もしっかりとまちづくりに関わっていくべきであり、自ら身を削る覚悟も必要であるという記述もありましたが、例えば、そのような状況があった際に、それはサービス削減なのか税の負担なのか両面あるはずなので、それは住民がどのように考えるか議論を託さないといけない部分があると思います。

このため、現段階で負担の方向性を出せるものではなく、町がどのような方向性を取るかのビジョンがないと、なかなか決められないのではないかと思います。

例えば、箱根町の発展のために、より観光客を受け入れるべきだという方向性の場合、入湯税や宿泊税など観光客に負担を求める方策を採るのは、ある種、ブレーキをかけてしまう作用があるので良くないという考え方もあります。

一方、今の箱根町の問題は、観光客が来ているが入ってきた所得が漏出してしまうことなので、無理して観光客を増やさなくともより効率的に稼ぐというか、域内の所得の循環を高めて行くような取組みを求める方向性であれば、観光客に少し負担をしてもらうという考え方もあります。さらに、観光客に負担を求めずに、より来てくださいという方向性を採るのであれば、町民が負担して行くという話になり、その際、ここで言う町民税が選択肢になるかもしれません。

いずれにしてもそれは選択の問題であり、この部分は、まちづくりの方向性がないと中々決められない問題だと思うので、負担が大き過ぎることが問題という部分で結論付けるのは早すぎるかなと思います。

これは町民が決めることであり、先週の「町の経済と財政を考える集い」では議員の方も参加され、そういう町の方向性を踏まえた議論があるかと伺ったところ、現状では全くなく、そのような余裕もないと言われていたので、それ自体が今後の課題かと思えますし、それが箱根町の税制度の議論に繋がるかなと思います。

田代委員

10 ページですが、法人町民税の法人税割、私は実施しても良いのではないかと感じました。

箱根町は稼ぎに来る所だと良く聞きます。住む所ではなくて稼ぎに来ることを考えると、企業を営んで儲けるということだと思います。

当然、法人町民税を払うような大手企業は稼ぐために来ていますから法人税割、これは、財政状況がこれだけ厳しい状況を示すためにも、特定の事業者に偏るから取らないという考え方ではなく、稼ぎに来ているので稼いだお金の一部から負担してもらうことは、均等割とは違いますので、むしろ良いのではないかと思います。

田中座長

今回は、非常に良い材料を出していただいたと思いますし、今後の検討の一つの要素になると思います。

そのような位置付けの資料ということで、結論を早く出すのではなく、今後、これをベースに検討して行けばよいと思います。私が少し感じたのは、町民税は増収額や担税者の問題があるにせよ、固定資産税は逡減する方向ですよね。

町民税も減収する方向だと思いますが、どちらがより安定性があるかという視点で、増収幅は少ないとしても、下支えとなる財源であるかという辺りも確認する必要があるかと思います。

(3) その他

事務局から、第5回有識者会議の開催日時等について説明した。

田中座長

それでは、全般を通じて何かご意見等ありますでしょうか。ないようですので、進行を事務局にお返しします。

4 閉 会

企画課長

本日も、お忙しい中ご出席いただき、活発な議論をしていただきまして、誠にありがとうございます。それでは、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。